

議案第64号 提案理由説明書

区 分		提 案 理 由
第64号	義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則	令和2年4月1日から西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校が開校することに伴い、義務教育学校に関連する規則の整備をするもの。
【以下、一部改正する規則一覧】		
第1条	西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校について規定する。 ・施設を使用出来る日時が、校園長が認める日時であることを規定する。
第2条	西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校について規定する。 ・学校体育施設を使用出来る時間をあらかじめ校長と協議することを規定する。
第3条	西宮市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校について規定する。
第4条	西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校について規定する。 ・学校保健安全法で定める「学校安全計画」の報告を第25条で規定しており、同計画に「警備及び防災の計画」の内容も含まれていることから、事務を簡素化する規定を設ける。
第5条	西宮市立高等学校規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校について規定する。
第6条	西宮市立学校薬剤師設置規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校について規定する。
第7条	西宮市就学奨励金規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校について規定する。
第8条	西宮市立青少年育成センター条例施行規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校について規定する。
第9条	西宮市立山東自然の家条例施行規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校について規定する。 ・利用者に軽微な変更等まで使用許可申請書の再提出を求める必要はないことから、利便性の向上を図るために規定を変更する。

義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件

義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように制定する。

令和2年3月11日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部改正)

第1条 西宮市学校施設の目的外使用に関する規則(平成4年西宮市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「小学校においては」を「小学校及び義務教育学校においては」に改める。

第4条第1項中「次のとおり」を「次のうち、校園長(次条第1項ただし書きに該当する施設にあつては委員会)が使用を認める日時」に改める。

第6条第1項第2号中「小学校施設において」を「小学校施設及び義務教育学校施設において」に改める。

(西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則の一部改正)

第2条 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則(昭和50年西宮市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校体育施設開放事業にあつては」を「小学校体育施設開放事業及び義務教育学校体育施設開放事業にあつては」に、「使用日については」を「使用日及び使用時間については」に改める。

(西宮市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 西宮市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年西宮市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「中学校卒業見込者」を「中学校及び義務教育学校の卒業見込者」に改める。

第6条中「中学校の校長」を「中学校又は義務教育学校の校長」に改める。
（西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第4条 西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成19年西宮市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 高等学校（第37条―第44条）」を

「第5章 義務教育学校（第36条の2・第36条の3）」

第6章 高等学校（第37条―第44条）」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

第1条中「、高等学校」を「、義務教育学校、高等学校」に改める。

第27条第1項に次のただし書を加える。

ただし、警備及び防災の計画は、第25条に定める学校安全計画をもってこれに代えることができる。

第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 義務教育学校

（義務教育学校への準用）

第36条の2 第3章（第12条から第14条まで及び第32条を除く。）並びに第34条、第35条及び第36条の規定は、義務教育学校について準用する。この場合において、これらの規定中「小学校」又は「中学校」とあるのは「義務教育学校」と、「児童」とあるのは「児童及び生徒」と読み替えるものとする。

（備付表簿）

第36条の3 義務教育学校に備えなければならない表簿は、法令その他に別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項第1号から第7号までに規定する表簿
- （2） 学校沿革誌
- （3） 卒業証書台帳

- (4) 前期課程修了台帳
- (5) 往復文書綴
- (6) 調査統計表綴
- (7) 諸届、願出書類
- (8) 旅行命令簿
- (9) 学校諸規程
- (10) その他教育委員会又は校長が必要と認めた表簿

(西宮市立高等学校規則の一部改正)

第5条 西宮市立高等学校規則(昭和36年度西宮市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条中「出身中学校長」を「出身中学校長又は義務教育学校長」に改める。

(西宮市立学校薬剤師設置規則の一部改正)

第6条 西宮市立学校薬剤師設置規則(昭和27年西宮市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び高等学校」を「、義務教育学校及び高等学校」に改める。

(西宮市就学奨励金規則の一部改正)

第7条 西宮市就学奨励金規則(平成20年西宮市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校」を「小学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(西宮市立青少年育成センター条例施行規則の一部改正)

第8条 西宮市立青少年育成センター条例施行規則(昭和59年西宮市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「小学校区」を「小学校及び義務教育学校の通学区域」に改める。

第3条第1項第1号中「・中学校」を「学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(西宮市立山東自然の家条例施行規則の一部改正)

第9条 西宮市立山東自然の家条例施行規則(昭和63年西宮市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「許可された事項を変更しようとするときも同様とする。」を削り、同条第2項中「及び中学校並びに特別支援学校」を「、中学校、義務教育学校及び特別支援学校」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

義務教育学校の設置に伴う所要の改正を行うため。

現 行	改 正 案
<p>(使用許可できる施設)</p> <p>第3条 使用を許可することができる施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運動場</p> <p>(2) 屋内運動場</p> <p>(3) 教室（特別教室を除く。）</p> <p>2 小学校においては、前項の規定にかかわらず、その校区内の地域団体（地域住民で構成し、地域振興のために自治、文化、体育、福祉等の活動を行うことを目的とする団体をいう。）が行う地域住民のための活動に対して、次の各号に掲げる施設の使用を許可することができる。</p> <p>(1) 特別教室</p> <p>(2) 会議室</p> <p>(3) 食堂、ランチルーム</p> <p>(4) その他活動に必要な施設</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校園長（学校長及び幼稚園長をいう。以下同じ。）が学校運営上又は管理上支障があると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(使用日及び使用時間)</p> <p>第4条 施設を使用できる日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日 1月4日から12月28日まで</p> <p>(2) 使用時間 午前9時から午後9時まで</p> <p>2 次の各号の一に該当するときは、使用できる日時を変更することができる。</p> <p>(1) 社会体育普及のため、地域団体が、学校の協賛を得て早朝体操を実施するとき。</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙の投票所、開票所又はその両方を設けるとき。</p> <p>(略)</p>	<p>(使用許可できる施設)</p> <p>第3条 使用を許可することができる施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運動場</p> <p>(2) 屋内運動場</p> <p>(3) 教室（特別教室を除く。）</p> <p>2 小学校及び義務教育学校においては、前項の規定にかかわらず、その校区内の地域団体（地域住民で構成し、地域振興のために自治、文化、体育、福祉等の活動を行うことを目的とする団体をいう。）が行う地域住民のための活動に対して、次の各号に掲げる施設の使用を許可することができる。</p> <p>(1) 特別教室</p> <p>(2) 会議室</p> <p>(3) 食堂、ランチルーム</p> <p>(4) その他活動に必要な施設</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校園長（学校長及び幼稚園長をいう。以下同じ。）が学校運営上又は管理上支障があると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(使用日及び使用時間)</p> <p>第4条 施設を使用できる日時は、次のうち、<u>校園長（次条第1項ただし書きに該当する施設にあっては委員会）が使用を認める日時とする。</u></p> <p>(1) 使用日 1月4日から12月28日まで</p> <p>(2) 使用時間 午前9時から午後9時まで</p> <p>2 次の各号の一に該当するときは、使用できる日時を変更することができる。</p> <p>(1) 社会体育普及のため、地域団体が、学校の協賛を得て早朝体操を実施するとき。</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙の投票所、開票所又はその両方を設けるとき。</p> <p>(略)</p>

(使用許可の特例等)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該校園長が施設の使用を許可することができる。

- (1) 学校が共催し、又は協賛して行われる校区内の地域団体の行事
- (2) 小学校施設において当該校区内の地域団体が地域振興のために行う活動

2 校園長は、前項の規定により使用を許可したときは、委員会に報告をしなければならない。

(略)

(使用許可の特例等)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該校園長が施設の使用を許可することができる。

- (1) 学校が共催し、又は協賛して行われる校区内の地域団体の行事
- (2) 小学校施設及び義務教育学校施設において当該校区内の地域団体が地域振興のために行う活動

2 校園長は、前項の規定により使用を許可したときは、委員会に報告をしなければならない。

(略)

西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則（第13編第1章 施設）

現 行	改 正 案
<p>(学校体育施設等)</p> <p>第5条 開放する学校体育施設及び開放する時間は、小学校体育施設開放事業にあつては別表第1、中学校体育施設開放事業にあつては別表第2のとおりとし、使用日についてはあらかじめ開放校の校長と協議するものとする。ただし、使用日は1月4日から12月28日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、開放校において特別の事情があるときは、運営委員会は開放校と協議して、開放時間を変更することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(学校体育施設等)</p> <p>第5条 開放する学校体育施設及び開放する時間は、小学校体育施設開放事業及び<u>義務教育学校体育施設開放事業</u>にあつては別表第1、中学校体育施設開放事業にあつては別表第2のとおりとし、使用日及び<u>使用時間</u>についてはあらかじめ開放校の校長と協議するものとする。ただし、使用日は1月4日から12月28日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、開放校において特別の事情があるときは、運営委員会は開放校と協議して、開放時間を変更することができる。</p> <p>(略)</p>

西宮市立高等学校の通学区域に関する規則（第13編第2章 学校教育）

現 行	改 正 案
<p>(入学又は転学)</p> <p>第3条 高等学校に入学しようとする者又は高等学校の生徒は、保護者の住所がある学区の高等学校を志望し、又は当該高等学校に通学しなければならない。ただし、転学しようとする場合において、当該高等学校に教育上支障があるときは、この限りでない。</p> <p>2 高等学校に入学しようとする者は、本人及び保護者の住民票記載事項証明書を、高等学校長に提出しなければならない。ただし、兵庫県内の中学校卒業見込者については、これを省略することができる。</p> <p>3 高等学校に転学しようとする者は、本人及び保護者の住民票記載事項証明書を、在学する高等学校の校長を経て転学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、兵庫県内の高等学校在学者については、これを省略することができる。(事務分掌)</p> <p>(略)</p>	<p>(入学又は転学)</p> <p>第3条 高等学校に入学しようとする者又は高等学校の生徒は、保護者の住所がある学区の高等学校を志望し、又は当該高等学校に通学しなければならない。ただし、転学しようとする場合において、当該高等学校に教育上支障があるときは、この限りでない。</p> <p>2 高等学校に入学しようとする者は、本人及び保護者の住民票記載事項証明書を、高等学校長に提出しなければならない。ただし、兵庫県内の中学校及び義務教育学校の卒業見込者については、これを省略することができる。</p> <p>3 高等学校に転学しようとする者は、本人及び保護者の住民票記載事項証明書を、在学する高等学校の校長を経て転学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、兵庫県内の高等学校在学者については、これを省略することができる。</p> <p>(略)</p>
<p>(学区外からの入学、通学の特例)</p> <p>第6条 非常変災その他特別な理由により、学区外から高等学校に入学しようとする者は、別記様式による申請書を出身中学校の校長及び現住地の市町村教育委員会(通学しようとする者は、別記様式による申請書を現に在学する高等学校の校長)を経て、兵庫県教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(学区外からの入学、通学の特例)</p> <p>第6条 非常変災その他特別な理由により、学区外から高等学校に入学しようとする者は、別記様式による申請書を出身中学校又は義務教育学校の校長及び現住地の市町村教育委員会(通学しようとする者は、別記様式による申請書を現に在学する高等学校の校長)を経て、兵庫県教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(略)</p>

西宮市立の学校の管理運営に関する規則（第13編第2章 学校教育）

現 行	改 正 案
<p>目 次</p> <p>(略)</p> <p>第4章 中学校（第33条—第36条） <u>(新設)</u></p> <p>第5章 高等学校（第37条—第44条）</p> <p>第6章 特別支援学校（第45条・第46条）</p> <p>第7章 補則（第47条）</p> <p>付 則</p> <p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(警備及び防災)</p> <p>第27条 校長は、学年の始めに、小学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の警備及び防災の計画には、児童の安全を確保するための措置が講ぜられていなければならない。</p>	<p>目 次</p> <p>(略)</p> <p>第4章 中学校（第33条—第36条）</p> <p><u>第5章 義務教育学校（第36条の2・第36条の3）</u></p> <p>第6章 高等学校（第37条—第44条）</p> <p>第7章 特別支援学校（第45条・第46条）</p> <p>第8章 補則（第47条）</p> <p>付 則</p> <p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立の幼稚園、小学校、<u>中学校、義務教育学校</u>、高等学校及び特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(警備及び防災)</p> <p>第27条 校長は、学年の始めに、小学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。<u>ただし、警備及び防災の計画は、第25条に定める学校安全計画をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>2 前項の警備及び防災の計画には、児童の安全を確保するための措置が講ぜられていなければならない。</p>

3 校長は、警備、防災及びその他特に必要と認める場合に、教育委員会の承認を得て、所属教員に勤務時間外の学校管理を委嘱することができる。

(略)

(主任等の決定)

第36条 教務主任、学年主任、生徒指導主任及び進路指導主事は、当該学校の教諭のうちから、保健主事は、当該学校の主幹教諭、教諭又は養護教諭のうちから、前条の規定により置く主任等は、当該学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、又は第11条第1項に規定する職員のうちから、校長が担当させる。

2 主任等は、兼ねることができる。

(新設)

3 校長は、警備、防災及びその他特に必要と認める場合に、教育委員会の承認を得て、所属教員に勤務時間外の学校管理を委嘱することができる。

(略)

(主任等の決定)

第36条 教務主任、学年主任、生徒指導主任及び進路指導主事は、当該学校の教諭のうちから、保健主事は、当該学校の主幹教諭、教諭又は養護教諭のうちから、前条の規定により置く主任等は、当該学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、又は第11条第1項に規定する職員のうちから、校長が担当させる。

2 主任等は、兼ねることができる。

第5章 義務教育学校

(義務教育学校への準用)

第36条の2 第3章(第12条から第14条まで及び第32条を除く。)並びに第34条、第35条及び第36条の規定は、義務教育学校について準用する。この場合において、これらの規定中「小学校」又は「中学校」とあるのは「義務教育学校」と、「児童」とあるのは「児童及び生徒」と読み替えるものとする。

(備付表簿)

第36条の3 義務教育学校に備えなければならない表簿は、法令その他に別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

(1) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項第1号から第7号までに規定する表簿

(2) 学校沿革誌

(3) 卒業証書台帳

(4) 前期課程修了台帳

(5) 往復文書綴

(6) 調査統計表綴

(7) 諸届、願出書類

第5章 高等学校

(略)

第6章 特別支援学校

(略)

第7章 補則

(略)

(8) 旅行命令簿

(9) 学校諸規程

(10) その他教育委員会又は校長が必要と認めた表簿

第6章 高等学校

(略)

第7章 特別支援学校

(略)

第8章 補則

(略)

西宮市立高等学校規則（第13編第2章 学校教育）

現 行	改 正 案
<p>(入学願書)</p> <p>第7条 学校の第1学年に入学しようとする者は、保護者（子に対して、親権を行なう者、親権を行なう者がいないときは、後見人をいう。以下同じ。）と連署した入学願書（第1号様式）を、出身中学校長を経て、西宮市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年西宮市教育委員会規則第6号）の定めるところにより、志願する学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(入学願書)</p> <p>第7条 学校の第1学年に入学しようとする者は、保護者（子に対して、親権を行なう者、親権を行なう者がいないときは、後見人をいう。以下同じ。）と連署した入学願書（第1号様式）を、出身中学校長又は義務教育学校長を経て、西宮市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年西宮市教育委員会規則第6号）の定めるところにより、志願する学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>

西宮市立学校薬剤師設置規則 (第13編第2章 学校教育)

現 行	改 正 案
<p>第1条 西宮市立小学校、中学校及び高等学校に学校薬剤師を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>第1条 西宮市立小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校に学校薬剤師を置く。</p> <p>(略)</p>

西宮市就学奨励金規則（第13編第2章 学校教育）

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由のため就学困難な児童、生徒及び就学予定者（小学校に就学する予定の者をいう。以下同じ。）の保護者等（親権者、後見人又は学資を実質的に負担する者をいう。以下同じ。）に対し、経費の一部を援助し、就学を奨励することを目的とする。</p> <p>(給付)</p> <p>第2条 西宮市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒、本市内に居住する兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する生徒及び西宮市立小学校の就学予定者の保護者等に対して、就学奨励金を給付する。</p> <p>2 就学奨励金の給付の種類及び金額は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由のため就学困難な児童、生徒及び就学予定者（<u>小学校及び義務教育学校</u>に就学する予定の者をいう。以下同じ。）の保護者等（親権者、後見人又は学資を実質的に負担する者をいう。以下同じ。）に対し、経費の一部を援助し、就学を奨励することを目的とする。</p> <p>(給付)</p> <p>第2条 西宮市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>に在学する児童及び生徒、本市内に居住する兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する生徒及び西宮市立小学校の就学予定者の保護者等に対して、就学奨励金を給付する。</p> <p>2 就学奨励金の給付の種類及び金額は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。</p> <p>(略)</p>

西宮市立青少年育成センター条例施行規則（第13編第3章 社会教育）

現 行	改 正 案
<p>(補導委員の委嘱)</p> <p>第3条 補導委員は、次の各号に掲げるところにより、西宮市教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 市立小・中学校PTA会員 小学校区ごとにそれぞれ1名</p> <p>(2) 民生委員・児童委員 小学校区ごとに1名</p> <p>(3) 地区青少年愛護協議会委員（前2号に該当する者を除く。） 小学校区ごとに1名</p> <p>(4) その他西宮市教育委員会が適当と認めた者</p> <p>2 前項各号に掲げる者のうち、同項第1号から第4号までに掲げるものについての委嘱は、それぞれ当該団体の代表者の推薦を受けて行うものとする。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げるものについての推薦は、地区青少年愛護協議会を經由して行うものとする。</p> <p>3 補導委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>4 補導委員は、再任することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(補導委員の委嘱)</p> <p>第3条 補導委員は、次の各号に掲げるところにより、西宮市教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>PTA会員 小学校及び<u>義務教育学校の通学区域</u>ごとにそれぞれ1名</p> <p>(2) 民生委員・児童委員 小学校及び<u>義務教育学校の通学区域</u>ごとに1名</p> <p>(3) 地区青少年愛護協議会委員（前2号に該当する者を除く。） 小学校及び<u>義務教育学校の通学区域</u>ごとに1名</p> <p>(4) その他西宮市教育委員会が適当と認めた者</p> <p>2 前項各号に掲げる者のうち、同項第1号から第4号までに掲げるものについての委嘱は、それぞれ当該団体の代表者の推薦を受けて行うものとする。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げるものについての推薦は、地区青少年愛護協議会を經由して行うものとする。</p> <p>3 補導委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>4 補導委員は、再任することができる。</p> <p>(略)</p>

西宮市立山東自然の家条例施行規則（第13編第3章 社会教育）

現 行	改 正 案
<p>(使用許可)</p> <p>第3条 条例第6条の規定により使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。<u>許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>2 使用許可申請書は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の3月前から使用日の7日前までに提出しなければならない。ただし、西宮市若しくは朝来市に所在する市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校が教育課程に基づく学習活動に使用するとき（以下「教育課程に基づく使用時」という。）又は西宮市の公用若しくは主催行事に使用するとき、この限りでない。</p> <p>3 自然の家の使用期間は、引続き6日を超えることができない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 委員会が使用許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。</p> <p>5 使用許可の順位は、使用許可申請を受理した順序による。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 条例第6条第2項第4号に規定する委員会が使用を不相当と認めたとときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としているとき。</p> <p>(2) その他自然の家の管理運営上支障があるとき。</p> <p>(略)</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第3条 条例第6条の規定により使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 使用許可申請書は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の3月前から使用日の7日前までに提出しなければならない。ただし、西宮市若しくは朝来市に所在する市立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校が教育課程に基づく学習活動に使用するとき（以下「教育課程に基づく使用時」という。）又は西宮市の公用若しくは主催行事に使用するとき、この限りでない。</p> <p>3 自然の家の使用期間は、引続き6日を超えることができない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 委員会が使用許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。</p> <p>5 使用許可の順位は、使用許可申請を受理した順序による。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 条例第6条第2項第4号に規定する委員会が使用を不相当と認めたとときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としているとき。</p> <p>(2) その他自然の家の管理運営上支障があるとき。</p> <p>(略)</p>